



## 東京スター銀行

### リバースモーゲージのご契約者さまが認知症と診断されたときに 主にお子さまによる代行手続きを可能にする「代理人特約」を新たに制定

株式会社東京スター銀行(東京都港区、代表執行役頭取 多田 正己)は、2005年9月の発売以来、「少額からご利用可能」「資金使途自由」などの特長で大変ご好評いただいているリバースモーゲージ「充実人生」について、お客さまにさらに安心してご利用いただけるよう、このたび、お客さまが将来の認知判断能力の低下などに備えて、あらかじめ取り引きの代理人を指定できる「代理人特約」の取り扱いを開始しましたのでお知らせいたします。

#### 【「代理人特約」の概要】

「代理人特約」は、ご契約者さまが認知判断能力の低下等と診断されたときに「充実人生」がご利用いただけなくなることを防ぐため、ご契約者さまが指定した代理人の方に継続してご利用いただけるようにすることをあらかじめ定めておく特約です。

##### ① ご利用いただける方

原則として、ご契約者さまの配偶者と20歳以上のお子さま全員の同意が得られる場合にご利用いただけます。推定相続人がいらっしゃらない場合、もしくは推定相続人にお子さまが含まれない場合はご利用いただけません。

##### ② ご利用方法

あらかじめ代理人の方をご指定いただき、将来、ご契約者さまの認知判断能力が低下してしまった際、診断書と代理人取引開始届をもって代理人取引へ移行いたします。

##### ③ 代理人の方による追加のお借り入れ、ご返済など

代理人の方による追加のお借り入れは、施設入居費用等のご契約者さまご本人のために必要となる資金使途に限定させていただきます。そのため、お借入金は資金使途を確認のうえお支払先へのお振り込みとさせていただきます。また、お借り入れだけでなく、ご契約者さまに代わり店頭で普通預金の入出金や充実人生のご返済手続きも可能です。

※お借り入れの際、ご利用手数料がかかります。本特約の詳細は店頭にてお問い合わせください。

ご自宅を活用して資金調達できるリバースモーゲージは、団塊世代の多くが退職を迎え、急速に高齢者が増加する日本において、老後資金の不安を解消する手段として、また、ご自宅のリフォーム、趣味や旅行費用、住み替えや住宅ローンの借り換えなど生活を充実させるための手段として、引き続き、利用者のさらなる増加が見込まれています。

「充実人生」は2020年12月時点で累計14,000人のお客さまにご利用いただいています。当行は、多様化するお客さまのニーズを資金面からサポートすることで、今後も、リバースモーゲージの普及拡大に積極的に取り組んでまいります。

<本件に関するお問い合わせ先>

東京スター銀行 広報室 TEL:03-3586-3111(平日 9:00-17:00)